

令和6・7年度 所沢市小規模事業者登録申請の手引き

項 目	ページ
1 所沢市小規模事業者登録制度とは	P 2
2 登録申請の対象者	
3 申請できない方	
4 希望業種	
5 申請書類	
6 申請方法	P 3
7 受付期間	
8 登録期間	
9 登録後について	
10 関係法令等の遵守	
11 その他	

添付書類

- 所沢市小規模事業者登録申請書及び記入例
- 申請書の作成上の注意点
- 小規模事業者 業種一覧表
- 滞納がないことを証明する書類等一覧
- 納税証明書交付請求書記入例
- 開業届出済証明交付請求書（個人用）記入例
- 修繕工事経歴書及び記入例
- 所沢市小規模事業者登録印鑑用台紙＜電子申請用＞

〔問い合わせ先〕

所沢市 総務部契約課 工事契約グループ
 所沢市並木1-1-1（市役所高層棟4階）
 TEL：04（2998）9058（直通）
 FAX：04（2998）9056
 Mail：a9058@city.tokorozawa.lg.jp



1 所沢市小規模事業者登録制度とは

この制度は、市が発注する公共施設の小規模な修繕工事の契約について、市内に主たる事業所を有する小規模事業者を対象に登録制度を設け、市内事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図るうとするものです。

2 登録申請の対象者

所沢市内に本店などの主たる事業所を有する方で、1件当たり130万円以下の施設の修繕工事の契約を希望する方。

3 申請できない方

登録申請の対象者であっても、次のいずれかに該当する方は、申請できません。

- (1) 心身の故障により契約を締結する能力を有しない方及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない方
- (2) 令和5・6年度所沢市競争入札参加資格者名簿（物品等を除く）に記載されている方
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格・許可などを有しない方
- (4) 市税を滞納している方

4 希望業種

5業種まで希望できますので、別紙「小規模事業者 業種一覧表」を参照ください。

5 申請書類

申請書類等	備考
(1) 所沢市小規模事業者登録申請書	「所沢市小規模事業者登録申請書」記入例及び作成上の注意点を参照
(2) - 1 納税証明書の写し	市税の滞納がないことを証明する納税証明書の写し（申請日前3カ月以内発行のもの）
納税証明書 法人：「法人用」 個人：「個人用」	請求先：市民税課（市役所低層棟2階）、 各まちづくりセンター及びサービスコーナー
(2) - 2 開業したばかりで納税証明書の交付を受けられない方	または のいずれか
開業届出済証明書（個人事業主）	請求先：市民税課（市役所低層棟2階）
登記事項証明書（法人）	請求先：最寄りの登記所
(3) 登録業種を履行するために必要な資格等を証明する書類の写し	職業能力開発促進法の規定による技能検定に合格したことを証明する書類等
(4) 修繕工事経歴書	令和4年4月1日～令和6年1月31日までの実績
(5) 返信用封筒（84円切手貼付） （電子申請の方は不要）	審査終了後の受付証の郵送に使用しますので、84円切手を貼付した定形郵便封筒（長3）に送付先を記入

本申請前3カ月以内に「令和4・5年度小規模事業者登録」または「令和5・6年度所沢市物品等入札参加資格」の申請をしている方は、納税証明書の添付が不要となる場合があります。

6 申請方法

市ホームページ「所沢市 電子申請・届出サービス」から申請してください。

やむを得ず書面で申請する場合は契約課（市役所高層棟4階）へ持参または郵送してください。郵送の際は封筒に「小規模事業者登録申請書類 在中」と明記してください。

（送付先）〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市 総務部契約課 工事契約グループ

7 受付期間

令和6年2月1日（木）～2月29日（木）

（ 郵送の場合は受付期間中の消印有効）

受付終了後、3月中にメールで審査結果を通知

（ 窓口持参、郵送等の場合は郵便）

8 登録期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日

9 登録後について

『所沢市小規模事業者登録名簿』に登載され、庁内で周知、市ホームページ等で公開します。

所沢市が発注する施設の小規模な修繕工事において、業者選定の対象となりますが、見積依頼や業務の発注を約束するものではありません。

契約を締結することになった場合は、発注担当課の指示に従って、書面により契約します。この場合の契約保証金は原則として免除します。

契約の履行は、所沢市契約規則その他の関係法令に基づき、信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は、自らが履行することを原則とし、業務内容のすべてを他の業者に行わせる一括下請負（丸投げ）は、できませんので、希望業種は自ら履行できる業種を記載してください。

10 関係法令等の遵守

以下の場合は登録を取消すことがあります。

独占禁止法など関係法令に違反した場合

その他、業務の履行に関して不正または不誠実な行為があった場合 等

11 その他

登録を申請した後に、申請内容に変更が生じた場合は**変更届**を、登録を取り下げたい場合は**廃止届**を、速やかに契約課へ提出してください。

変更届、廃止届は市ホームページからダウンロードしてください。